

議第四十六号

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年二月二十五日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県風俗案内業の規制に関する条例（平成二十六年岐阜県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「（十八歳以上の者で営業に関し成年と同一の行為能力を有するものを除く。）」を削る。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

提 案 説 明

民法の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うため、この条例を定めようとする。